

あなたの投票が決める！ ～当別町イメージキャラクター人気投票を実施します～



※候補キャラクターは
9月上旬に決定します。

当別町の魅力をよりたくさんの人に広めるため、PR活動のシンボルとなる当別町のイメージキャラクターのデザインを募集しました。全国から多数の応募をいただき、誠にありがとうございました。

この後、応募いただいたキャラクターデザインの中から最終選考候補キャラクターを選考し、人気投票を実施します。

実施予定は次のとおりです。皆さんの投票をお待ちしています。

★人気投票実施日程

9月29日(月) ～10月10日(金)	当別町役場、ゆとろ、総合体育館、 西当別コミュニティーセンター、太美出張所
------------------------	--

この他、期間中に町内スーパーマーケット、JR駅、イベント会場などでも特設ブースを設置します。

詳しくは、日程が近くなりましたらホームページ等でお知らせします。

※投票は一人一票になります。

※デザインの決定・発表は、11月初旬の予定です。その後、ネーミングの募集も予定しています。

▼問合せ 美しいまちづくり課美しいまちづくり係 (☎ 23 - 3042)

臨時給付金の申請受付は10月14日まで ～申請はお済みですか？～

4月からの消費税率引上げに際し経済的な負担を軽減するため、所得の低い方には「臨時福祉給付金」、子育て世帯には「子育て世帯臨時特例給付金」を給付しています。

既に町から全世帯（生活保護世帯は除く）に送付済みの「申請書送付申込書兼同意書」（はがき）に

・署名と押印をいただいた方へ

支給審査の結果「支給対象者」となった方には、随時、町から申請書等を送付しています。申請書に必要事項を記入、必要書類を添付し、返信用封筒で受付期間内に返送してください。

・返送がお済みではない方へ

給付金の対象になると思われる方は、至急はがきを返送願います。

※平成26年1月2日以降に転入された方は、前住所地での申請となります。前住所地の所在市町村へお問合せください。

※公務員の方は、所属庁から交付されている「申請書」や「児童手当受給状況証明書」により、申請書の受付期間に申請してください。（「申請書送付申込書兼同意書」を返送していただいた方には、別途返信用封筒を送付しています。）

▼問合せ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金実施本部（ゆとろ内・☎ 25 - 2667）

**申請書の受付期間は、
10月14日（火）まで**

期間内に申請できない場合は、ゆとろ内の担当までお問合せください。

※申請書の提出がない場合は、「辞退」の取扱いとなります。